

新型コロナウイルス感染症に係る建設業の許可等の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた建設業者については、建設業の許可の更新、毎事業年度終了後における書類の提出、経営事項審査の受審について、**特例的**に下記のとおり取り扱うこととします。

ご不明な点は、主たる営業所の所在地を管轄する総合振興局又は振興局建設指導課（以下「総合振興局等」という。）にお問い合わせください。

～新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた建設業者～

新型コロナウイルス感染症に感染した者がいることやまん延防止のためにテレワークや短縮営業を行っていること、株主総会等の開催が困難であり有価証券報告書を確定できないことなど、新型コロナウイルス感染症に関するなんらかの影響を受けた者であることをいいます。

特例 1 建設業の許可の更新の申請に係る取扱いについて

○概要

・建設業法第3条第3項の建設業の許可の更新について、**当面の間**、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた建設業者について、**申請に必要な書類の一部が不足している場合であっても、申請を受領します。**

○手続き

- ①本特例を活用する場合は、事前に主たる営業所の所在地を管轄する総合振興局等に電話等により、不足する書類がいつ頃に提出できるかなどを連絡してください。
- ②申請を提出する際は、不足する書類を明確にし、提出を誓約する旨の書面を提出してください。**（様式1）誓約書**
- ③総合振興局等では、申請者に対し、副本に代えて受領書を交付します。
- ④期間内に不足する書類の提出がされない場合は、**建設業の許可の更新は認められません**のでご注意ください。

特例 2 変更届等の提出期限について

○概要

・建設業法第11条第2項において、建設業者は、毎事業年度経過後四月以内に、前事業年度の貸借対照表や損益計算書等を提出しなければならないこととされていますが、**当面の間**、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた建設業者について、法第11条第2項に規定する書類に関して、**書類の内容を確定させる手続き（株主総会の承認など）等が終了していないものであっても提出を認めます。**

○手続き

- ①本特例を活用する場合は、事前に主たる営業所の所在地を管轄する総合振興局等に電話等により、不足する書類がいつ頃に提出できるかなどを連絡してください。
- ②届出を提出する際は、内容を確定できない書類を明確にし、事後に届出することを誓約する旨の書面を提出してください。**（様式2）誓約書**

特例3 経営事項審査の受審の特例について

○概要

・ 公共工事を発注者から直接請け負おうとする建設業者は、発注者と請負契約を締結する日の1年7月前の日の直後の事業年度終了の日以降に経営事項審査（以下「経審」という。）を受けていなければならないと規定されていますが、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた建設業者について、**令和2年5月29日から令和3年1月31日までの間に限り、平成30年10月29日の直後の事業年度終了の日以降に経審を受けていれば足りること**とされました。【建設業法施行規則の一部改正】

・ 本改正による特例期間が終了する令和3年2月1日からは原則のとおり、1年7月前の日の直後の事業年度終了の日以降に経審を受けていなければならないこととなるため、本特例に該当する建設業者においても余裕をもって経審を受審する必要があります。

・ なお、令和3年1月31日までの間であっても、直前の事業年度終了の日を審査基準日とする経審を受審することは可能です。

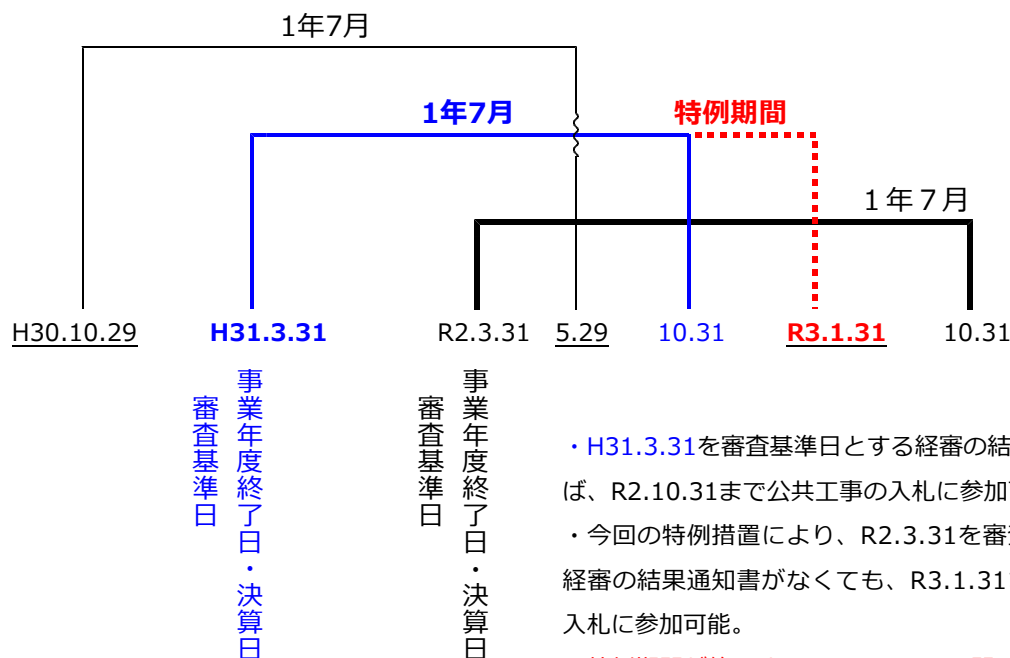
○手続き

・ 特例措置により公共工事の入札に参加される場合の手続き等については、各発注機関にご確認ください。

・ 特例措置のイメージは次のとおりですが、**今後も引き続き、公共工事の入札に参加される場合は、特例期間が終了する令和3年1月31日までに経審の結果通知書が手元に届くよう、余裕を持った手続きをお願いします。**

・ なお、令和2年12月から令和3年1月の間は、申請が混み合うことが予想されますので、準備が整い次第、早期に受審することをお勧めします。

○イメージ（3月決算の場合）



・ H31.3.31を審査基準日とする経審の結果通知書があれば、R2.10.31まで公共工事の入札に参加可能。

・ 今回の特例措置により、R2.3.31を審査基準日とする経審の結果通知書がなくても、R3.1.31まで公共工事の入札に参加可能。

・ **特例期間が終了するR3.1.31までの間に、R元年度決算を踏まえた経審を受審し、経審の結果通知書がなければ、R3.2.1以降は、「経審切れ」となり、発注者と請負契約を締結することができなくなります。**

【様式1】新型コロナウイルス感染症関連

誓 約 書

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止措置の影響を受けたため、建設業法第3条第3項に規定する建設業の許可の更新に必要な書類の一部を提出できません。

今回提出できなかった書類については、令和 年 月 日までに、許可を担当する（総合）振興局建設指導課に提出することを誓約します。

○提出できなかった書類

令和 年 月 日

申請者

印

北海道知事 鈴木 直道 様

【様式2】新型コロナウイルス感染症関連

誓 約 書

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止措置の影響を受けたため、建設業法第11条第2項に規定する毎事業年度経過後、四月以内に提出しなければならない書類について、内容を確定させる手続き等が終了していないことから、必要な書類の一部を提出することができません。

今回、内容を確定できなかった書類については、令和 年 月 日までに、届出を担当する（総合）振興局建設指導課に提出することを誓約します。

○確定できなかった書類 ※□にチェックを入れてください。

- ☐ 工事経歴書（様式第二号）
- ☐ 直前3年の各事業年度における工事施工金額（様式第三号）
- ☐ 貸借対照表（法人：様式第十五号 個人：様式第十八号）
- ☐ 損益計算書（法人：様式第十六号 個人：様式第十九号）
- ☐ 株主資本等変動計算書（法人：様式第十七号）
- ☐ 注記表（法人：様式第十七号の二）
- ☐ 事業報告書（任意様式）
- ☐ 附属明細書（様式第十七条の三）
- ☐ 事業税の納税証明書
- ☐ その他（ ）

令和 年 月 日

届出者

印

北海道知事 鈴木 直道 様

国土建第39号
令和2年5月29日

各地方整備局等建設業担当部長 殿
各都道府県建設業主管部局長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る建設業の許可等の取扱いについて（通知）

今般の新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止措置の影響により、建設業の許可の更新に必要な書類や毎事業年度終了後に提出することとされている又は経営事項審査の受審に必要な財務諸表等の作成が困難な状況等があることを鑑み、建設業の許可の更新、毎事業年度終了後における書類の提出、経営事項審査の受審について、特例的に下記のとおり取り扱うことといたしましたので通知いたします。貴職におかれましては、十分御了知いただき、その運用に当たっては遺漏なきようお取り計らいください。

記

1. 建設業の許可の更新の申請に係る取扱いについて

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第3条第3項の建設業の許可の更新について、当面の間、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた建設業者について、許可の更新の申請に必要な書類の一部が不足している場合であっても、許可の更新の申請を受領することとし、その上で、申請書類が揃った段階で審査を行うなどの柔軟な運用を行うことを認めることとする。この場合において、申請を受領する段階で、不足する書類の提出を誓約する旨の書面の提出を求めることや、一定の期間を設けた上でその期間内に追加の書類の提出が行われない場合は、建設業の許可の更新を認めないこととすることを通知しておくなどの措置を併せて講じることも可能である。

※ 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた建設業者とは、新型コロナウイルス感染症に感染した者がいることやまん延防止のためにテレワークや短縮営業を行っていること、株主総会等の開催が困難であり有価証券報告書を確定できないことなど、新型コロナウイルス感染症に関するなんらかの影響を受けた者であることをいう（以下同じ。）。

2. 変更届等の提出期限について

法第11条第2項において、建設業者は、毎事業年度経過後四月以内に、前事業年度の貸借対照表や損益計算書等を提出しなければならないこととされているところであるが、金融商品取引法において有価証券報告書の提出が一定期間猶予されていることなどの状況を踏まえ、当面の間、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた建設業者について、法第11条第2項に規定する書類について、書類の内容を確定させる手続き（株主総会の承認など）等が終了していないものを提出することも差し支えないこととする。なお、この場合は、事後的に内容が確定したものを提出するよう指導することとし、その旨の誓約書の提出を求めることなども可能である。

3. 経営事項審査について

（1）経営事項審査の受審の特例について

建設業法施行規則第18条の2の規定により、法第27条の23第1項の建設業者は、同項の建設工事について発注者と請負契約を締結する日の1年7月前の日の直後の事業年度終了の日以降に経営事項審査を受けていなければならないとされているところ、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた建設業者について、令和2年5月29日から令和3年1月31日までの間に限り、平成30年10月29日の直後の事業年度終了の日以降に経営事項審査を受けていれば足りることとされた（建設業法施行規則の一部改正）。

本改正による特例期間が終了する令和3年2月1日からは原則のとおり、1年7月前の日の直後の事業年度終了の日以降に経営事項審査を受けていなければならないこととなるため、本特例に該当する建設業者においても余裕をもって経営事項審査を受審する必要がある。

また、令和3年1月31日までの間であっても、直前の事業年度終了の日を審査基準日とする経営事項審査を受審することは当然可能である。

※上記の措置を行うため、建設業法施行規則の一部を改正する省令（令和2年国土交通省令第五十二号）が令和2年5月29日に公布され、同日から施行されたところである。【別紙1】

（2）新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例

に関する法律第3条の規定による納税猶予の適用者等に係る経営規模等評価における納税証明書の取扱いについて

国税庁次長より消費税（地方消費税を含む。）の滞納を未然に防止するために、経営事項審査において消費税納税証明書を活用するよう協力依頼があったことを受け、「経営事項審査における消費税納税証明書等の活用について（依頼）」（平成12年建設省経建発第123号）を発出し、当該証明書において未納税額がないことを確認し、また未納があることが判明した場合には、速やかに完納するよう指導するよう、依頼していたところである。

他方、今般、国税庁においては、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に納税が困難となっている事業者に対して、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）、国税通則法（昭和37年法律第66号）又は国税徴収法（昭和34年法律第147号）に基づく猶予制度（以下単に「国税の猶予制度」という。）が活用されるよう周知を行っているところであり、別添2のとおり、国税庁管理運営課長及び徴収課長より国土交通省土地・建設産業局建設業課長あて、国税の猶予制度の適用を受けた者に対してする国税の納付指導は省略可である旨が示されたことを受け、国税の猶予制度の適用を受けた者に対しては、その猶予期限まで完納の指導を不要とすることとする。

なお、国税の猶予制度の適用がある場合は、納税証明書（その1）の備考欄に猶予中である旨とその猶予期限が付記されることから、当該付記書きをもって国税の猶予制度適用者であることを確認されたい。

以上

○国土交通省令第五十二号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十七条の二十三第一項の規定に基づき、建設業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年五月二十九日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

建設業法施行規則の一部を改正する省令

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
附 則 （施行期日） 1 この省令は、公布の日から施行する。 （新型コロナウイルス感染症に係る経営事項審査の受審の特例） 2 新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた建設業者であつて、事業年度が令和元年十月二十九日から令和二年六月三十日までの間に終了するものについての令和三年一月三十一日までの間における第十八条の二の規定の適用については、同条中「同項の建設工事について発注者と請負契約を締結する日の一年七月前の日」とあるのは、「平成三十年十月二十九日」とする。	附 則 この省令は、公布の日から施行する。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

事務連絡
令和2年5月26日

国土交通省
土地・建設産業局 建設業課長 殿

国税庁 管理運営課長
徴収課長

経営事項審査における納税証明書の取扱いについて（依頼）

税務行政につきましては、平素より特段の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

国税庁においては、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に納税が困難となっている事業者に対して、「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」（以下「特例猶予」という。）、国税通則法（納税の猶予）及び国税徴収法（換価の猶予）に基づく猶予制度が活用されるよう積極的な周知広報、迅速かつ柔軟な対応を行っているところです。

さて、建設業法に規定されている「経営事項審査」に際し、経営状況に関する審査等の一環として、「納税証明書（その1）」の提出を求め、当該証明書において未納税額がある場合には、速やかに完納するよう指導いただいているところですが、上記の猶予制度の適用を受けた納税者に対しては、税務署において納付指導を了していることから、改めてのご指導は省略していただいて差し支えございません。

なお、「納税の猶予許可通知書」又は「納税証明書（その1）」により、新型コロナウイルス感染症の影響等により特例猶予に基づく猶予制度の適用を受けていることが確認できますので申し添えます。

（注）特例猶予に基づく猶予制度が適用できない場合も、国税通則法に基づく納税の猶予や国税徴収法に基づく換価の猶予が適用される場合がありますので、当分の間は、これらが適用された場合も上記と同様の取扱いをしていただきますようお願いします。

以上

【本件に関する連絡先】

所属 担当者 国税庁 徴収部 管理運営課 小林
電話： 03-3581-4161（内線3882）

○ 納税の猶予許可通知書

HSCGL002

▽

〒542- 大阪府大阪市中央区	御中
氏名	氏名

納税の猶予許可通知書

令和 2 年 6 月 1 日

南税務署長
財務事務官

令和 2 年 6 月 1 日付で納税の猶予申請があったあなた（貴社）の国税については下記のとおり許可しましたから、国税通則法第 4 7 条第 1 項の規定により通知します。

なお、猶予に係る金額は、下記のとおり分割してそれぞれの納付期限までに納付してください。

また、裏面に記載されている事由に該当する場合には、納税の猶予が取り消され、又は猶予期間が短縮されることがあります。

年 度	税 目	納 期 限	本 税	加 算 税	延 滞 税	利 子 税	滞 納 処 分 費	備 考
令和 1	法人税	令和 2. 6. 1	1,000,000	以下余白	要す	-	法第 108 条第 1 項第 2 号	
令和 2								
令和 3								
令和 4								
令和 5								
令和 6								
令和 7								
令和 8								
令和 9								
令和 10								
令和 11								
令和 12								
令和 13								
令和 14								
令和 15								
令和 16								
令和 17								
令和 18								
令和 19								
令和 20								
令和 21								
令和 22								
令和 23								
令和 24								
令和 25								
令和 26								
令和 27								
令和 28								
令和 29								
令和 30								
令和 31								
令和 32								
令和 33								
令和 34								
令和 35								
令和 36								
令和 37								
令和 38								
令和 39								
令和 40								
令和 41								
令和 42								
令和 43								
令和 44								
令和 45								
令和 46								
令和 47								
令和 48								
令和 49								
令和 50								
令和 51								
令和 52								
令和 53								
令和 54								
令和 55								
令和 56								
令和 57								
令和 58								
令和 59								
令和 60								
令和 61								
令和 62								
令和 63								
令和 64								
令和 65								
令和 66								
令和 67								
令和 68								
令和 69								
令和 70								
令和 71								
令和 72								
令和 73								
令和 74								
令和 75								
令和 76								
令和 77								
令和 78								
令和 79								
令和 80								
令和 81								
令和 82								
令和 83								
令和 84								
令和 85								
令和 86								
令和 87								
令和 88								
令和 89								
令和 90								
令和 91								
令和 92								
令和 93								
令和 94								
令和 95								
令和 96								
令和 97								
令和 98								
令和 99								
令和 100								
令和 101								
令和 102								
令和 103								
令和 104								
令和 105								
令和 106								
令和 107								
令和 108								
令和 109								
令和 110								
令和 111								
令和 112								
令和 113								
令和 114								
令和 115								
令和 116								
令和 117								
令和 118								
令和 119								
令和 120								
令和 121								
令和 122								
令和 123								
令和 124								
令和 125								
令和 126								
令和 127								
令和 128								
令和 129								
令和 130								
令和 131								
令和 132								
令和 133								
令和 134								
令和 135								
令和 136								
令和 137								
令和 138								
令和 139								
令和 140								
令和 141								
令和 142								
令和 143								
令和 144								
令和 145								
令和 146								
令和 147								
令和 148								
令和 149								
令和 150								
令和 151								
令和 152								
令和 153								
令和 154								
令和 155								
令和 156								
令和 157								
令和 158								
令和 159								
令和 160								
令和 161								
令和 162								
令和 163								
令和 164								
令和 165								
令和 166								
令和 167								
令和 168								
令和 169								
令和 170								
令和 171								
令和 172								
令和 173								
令和 174								
令和 175								
令和 176								
令和 177								
令和 178								
令和 179								
令和 180								
令和 181								
令和 182								
令和 183								
令和 184								
令和 185								
令和 186								
令和 187								
令和 188								
令和 189								
令和 190								
令和 191								
令和 192								
令和 193								
令和 194								
令和 195								
令和 196								
令和 197								
令和 198								
令和 199								
令和 200								
令和 201								
令和 202								
令和 203								
令和 204								
令和 205								
令和 206								
令和 207								
令和 208								
令和 209								
令和 210								
令和 211								
令和 212								
令和 213								
令和 214								
令和 215								
令和 216								
令和 217								
令和 218								
令和 219								
令和 220								
令和 221								
令和 222								
令和 223								
令和 224								
令和 225								
令和 226								
令和 227								
令和 228								
令和 229								
令和 230								
令和 231								
令和 232								
令和 233								
令和 234								
令和 235								
令和 236								
令和 237								
令和 238								
令和 239								
令和 240								
令和 241								
令和 242								
令和 243								
令和 244								
令和 245								
令和 246								
令和 247								
令和 248								
令和 249								
令和 250								
令和 251								
令和 252								
令和 253								
令和 254								
令和 255								
令和 256								
令和 257								
令和 258								
令和 259					</			

○ 換価の猶予許可通知書

〒
〒

年 月 日

換 価 の 猶 予 許 可 通 知 書

財務事務官

年 月 日付で換価の猶予申請があつたあなた（貴社）の国税等については、下記のとおり許可しましたから、国税徴収法第152条第4項（国税通則法第47条第1項準用）の規定により通知します。
なお、猶予に係る金額は、下記のとおり分割してそれぞれの納付期限までに納付してください。
また、裏面に記載されている事由に該当する場合には、換価の猶予が取り消され、又は猶予期間が短縮されることがあります。

年 度	税 額	日 付	納 期	限 本	税 額	加 算	税 額	延 滞	税 額	利 子	税 額	滞 納	処 分 費	備 考
年 月 日	金 額	年 月 日	金 額	年 月 日	金 額	加 算	金 額	年 月 日	金 額	年 月 日	金 額	年 月 日	金 額	備 考
分 配 金 の 納 付 期 間														
分 配 金 の 納 付 期 間														
分 配 金 の 納 付 期 間														
猶 予 期 間	年 月 日	から	年 月 日	まで	月 間									
該 当 条 項	国税徴収法第151条の2第1項													

備考：「滞納処分費」欄に附けた金額は、この通知書作成の日までのものです。

連絡先（ ） 担当 電話

〒 番 納 通 号

○ 納税証明書（その１）

納 税 証 明 書
(その1 納税額等証明用)

住所(納税地)

氏名(名称)

税 目					
年度及び区分	納付すべき税額		納 付 済 額	未 納 税 額	法定納期限等
	申 告 額	更正・決定後の額			
	円	円	円	円	

(備考)

○ 証明書発行日現在の納付すべき税額等は上記のとおりですが、今後、修正申告又は税務署若しくは国税局(国税事務所)の調査による更正等により異動を生じる場合があります。

上記未納税額●●円については、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第3条により読み替えて適用する国税通則法第46条第1項の規定による納税の猶予中です(猶予期限：令和●年●月●日)。

徴管(証明)第 号

上記のとおり、相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

税務署長

財務事務官

